平成 28 年 1 月 21 日 平成 27 年度規程第 52 号

(目的)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議における申合せ(平成19年7月11日改正関係省庁申合せ)及び各都道府県が施行する暴力団対策条例等を踏まえ、独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)における反社会的勢力との一切の関係を排除し、基金に対する不当要求行為等を未然に防止し、又はこれを適切に処理するために必要な組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、基金の役職員等の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保し、反社会的勢力による被害を防止するとともに基金の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「職員等」とは、「独立行政法人国際交流基金内部統制に関する規程」(平成 27 年度規程第 35 号)第 2 条第 3 項の定義による。
- (2) 「役職員等」とは、基金の役員及び職員等をいう。
- (3) 「部等」とは、独立行政法人国際交流基金組織規程(平成15年度規程第94号。 以下「組織規程」という。)第5条第1項に規定する組織及び海外事務所並びに 京都支部及び附属機関をいう。
- (4) 「部長等」とは、組織規程第7条第1項に規定する部長等並びに海外事務所及び 京都支部の長並びに附属機関の副所長をいう。
- (5) 「不当要求行為等」とは、事務事業の執行に関する違法又は不当な要求その他の行為をいう。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)及び 組織犯罪対策要綱(平成16年10月25日付警察庁次長通達)等を踏まえ、この規程 において使用する以下の用語の定義はそれぞれ各号のとおりとする。
 - (1) 反社会的勢力 次号から第9号に掲げる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を 駆使し経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
 - (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (3) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団準構成員 暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。
- (6) 暴力団関係企業 暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団 準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供 を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの 又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (7) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法 行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (8) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、 不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅 威を与える者をいう。
- (9) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、 構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

(反社会的勢力に対する基本方針)

- 第3条 基金は、当基金の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、 反社会的勢力による不当要求行為等に応じない。
- 2 前項において、反社会的勢力からの不当要求行為等に対し、基金は、民事及び刑事 の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じ ないものとする。
- 3 基金は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- 4 基金は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職 員等及び関係者の安全を確保する。

(不当要求行為等防止対策委員会)

- 第4条 不当要求行為等の実態を把握し、その未然防止と排除を図るため、基金に不当要求行為等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その推進を図ることを任務とする。
 - (1) 不当要求行為等の実態把握
 - (2) 不当要求行為等の防止対策

- (3) 不当要求行為等の防止及び排除に関する指導、啓発
- 3 委員会は、部長等及び総務課長により構成する。
- 4 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員会に副委員長を置き、経理部長をもって充てる。
- 7 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に委員会への参加を求めることができる。
- 8 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 9 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。
- 10 委員会の庶務は、総務部総務課が執り行う。

(不当要求行為等対応責任者)

- 第5条 不当要求行為等に対し、組織としての対応策を講ずるため、不当要求行為等対 応責任者(以下「対応責任者」という。)を置く。
- 2 対応責任者は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 対応責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する責任者を兼ねる。

(不当要求行為等への対応)

- 第6条 反社会的勢力による不当要求行為等への対応に当たっては、役職員等の安全を 最優先し、組織的に対応するものとする。
- 2 部長等は、自らの所掌事務に関して、反社会的勢力との関係の排除を図り、かつ、 反社会的勢力からの不当要求行為等に対応する。
- 3 対応責任者は、反社会的勢力に関する情報を管理するとともに、各部等による反社 会的勢力との関係の排除及び反社会的勢力からの不当要求行為等への対応に関し、必 要な支援を行う。

(事前確認等)

第7条 部長等は、基金を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国及び地方公共団体並びに独立行政法人、地方独立行政法人、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)別表第1若しくは第2に規定された法人又は総務部長が別に定める法人(以下「国等」という。)である場合を除き、誓約書取り付け等の方法により相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

- 2 部長等は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断する 時には、その旨対応責任者に報告する。その場合において、対応責任者が必要と判断 する場合には警察等への照会を行う。
- 3 部長等は、前二項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であること が判明した場合、契約を締結してはならない。
- 4 部長等は、契約の相手方が国等である場合を除き、契約書等に次の各号の規定を設けるよう努めなければならない。
 - (1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
 - (2) 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合並びに 反社会的勢力と関係を持つに至った場合には、契約を解除できる条項

(契約の解除)

第8条 部長等は、契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、 当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たっては、事前に対 応責任者と協議の上、弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものと する。

(不当要求行為等に関する報告)

- 第9条 反社会的勢力による不当要求行為等を受けた場合、役職員等は当該不当要求行 為等について直ちに以下のとおり対応しなければならない。
 - (1) 職員等(ただし部長等を除く)は様式1により、所属する部等の長に報告する。 なお、不当要求行為等が刑罰法令等に触れるものであるときは、速やかに警察に通報する。
 - (2) 部長等は対応責任者に報告する。
 - (3) 役員は対応責任者に通報する。
- 2 前項(1)において報告を受けた場合、部長等は直ちに対応責任者に報告し、対応について協議するものとする。また、不当要求行為等の発生状況及びこれに対する措置状況について、遅滞なく対応責任者を経て委員会に通報する。
- 3 報告を受けた対応責任者は、不当要求行為等を受けた当該部等の長に必要な指導を 行うとともに、必要に応じて他機関との連絡調整を行う。この場合、必要があると認 めるときは、その内容を委員会に報告し、対応要領等についての指導を求める。

(役員等への報告)

- 第10条 対応責任者は、反社会的勢力から不当要求行為等があった旨報告を受けた場合、総務担当理事に直ちに報告するとともに、対応について協議し、不当要求行為等が刑罰法令等に触れるものであるときは速やかに警察への通報を行う。
- 2 前項において報告を受けた総務担当理事は、事案の内容等の重要性等に応じ、迅速に理事長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程の実施に必要な様式その他の手続については、別に定める。

附 則 (平成 28 年 1 月 21 日 平成 27 年度規程第 52 号) この規程は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。